

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。(現時点では不要資産はない。)
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○現中期目標期間において、一般管理費(人件費等を除く。)について、現中期目標期間の最後の23年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減することとしている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○東京都内において本部及び支所を設置しているが両所は全国の支所を統括する本部機能と東京都内の受益者へのサービスを提供する支所機能と異なる機能を有しており、一方を廃止することはできない。 また、両所を統合したとしても、事務スペース及び受益者向けの必要スペースは変わらないことから、両所の現在の面積を合わせた規模の賃貸物件が必要となり、統合のメリットは見出せないものと考えられ、本部、支所の統合も困難である。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○i-NATS(ネットワーク端末機)の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、平成22年度決算において対前年度決算比で、95,209千円、1,346㎡削減した。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○実質的な競争性を確保するため、総合評価落札方式の拡大、複数年度契約の拡大に取り組んでいる。なお、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善については以下の具体的な措置を講じている。 (公告期間)原則10日以上に設定し、入札説明を要する事案は説明会から入札日までさらに10日間をとり、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。 (競争参加資格の緩和)国における競争参加資格を有するものとしているが、資格等級の制限を行っていない。 (仕様書の見直し)原則入札説明会を開催し、入札参加希望者の業務に対する理解を高め、質問に対しては随時回答をする。 (公募の公告)契約予定者名を公告に入れない。 (一者応札となった場合)複数者の応募があったが結果的に一者応札となった案件は、辞退者に対して理由を確認し今後の対応策の参考とする。</p> <p>(平成22年度契約実績) <金額ベース> 一般競争等:1,606,475千円(35.6%)、競争性のない随意契約:2,904,360千円(64.4%) <件数ベース> 一般競争等:125件(59.2%)、競争性のない随意契約:86件(40.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○入札公告、落札結果等を公表し、事務・事業に係る用途の説明責任、透明性の確保を果たしている。</p> <p>該当なし。</p> <p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえた措置を講ずることについて、ホームページによる周知及び入札公告等への記載を行い、取引関係の透明性の向上に努めている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	

<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○当法人は、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を専門に受入れ治療・看護を行う療護施設を運営するなどしており、類似の事業類型を有する機関はない。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○調達の改善策として、契約監視委員会による契約内容の点検を受け、随意契約の見直しを図り、真にやむを得ないものを除き速やかに一般競争入札等へ移行している。また、総合評価落札方式、複数年契約の拡大に取り組み、一者応札・応募に関しては、契約の条件、契約の手続きを見直し、実質的な競争性・透明性の確保を図っている。また、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議「公共サービス改革分科会」とりまとめ)を参考に、更なる経費の削減等に努めている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○平成21年度に全職員の俸給について約5%の引き下げを行うなどにより着実に目標水準(ラスパイレス指数:106.5)を達成しているところである。(平成22年度ラスパイレス指数:104.7) ○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPIに公表した。</p>

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)を指標として、監事監査及び評価委員会による事後評価においても、厳格なチェックを行っている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○現中期目標期間において、一般管理費(人件費等を除く。)について、現中期目標期間の最後の23年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費(人件費等を除く。)について、現中期目標期間の最後の23年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減することを目標としており、この目標達成に向けて業務運営コストの削減を図っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○平成22年度当初より国が行っていない「結婚祝金(銀婚式)」及び「就学祝金」への支出を廃止するとともに、平成22年度末をもって法人の互助組織への支出を廃止し、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にする。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○法人の保有する個人情報の保護、業務に関わる法令等遵守及び職員倫理の確立等のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに基本方針を策定し、コンプライアンスの推進を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○安全指導業務に係る受講・受診者であるトラック等運送事業者は、その多くが中小零細企業であり、景気の動向を踏まえ、受講・受診料の見直しについては、慎重に検討を行うこととしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○療護センターの高度先進医療機器について、入院患者に支障のない範囲内で、11千件(平成22年度実績)の外部検査受託を行い、経費の削減を図っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業はないため、該当なし。なお、法人が行う中期計画、年度計画、その他事業の的確な遂行に資するため、外部有識者から成る「業績評価のための特別なタスクフォース」を設置し、療護センター事業及び自動車アセスメント事業に関する外部評価並びに毎事業年度に係る業務の実施状況に関する意見をいただき、その結果をホームページ上で公表している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>同上</p>